

東京国公だより

【電話】03-3501-6973

【FAX】03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

UR: <http://tk-kokko.org/>

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 09-3号 2019/10/17

級別定数の拡大で職務・職責にふさわしい昇格を

《関東ブロック国公が人事院交渉 10/16》

東京国公は行(二)職員及び非常勤職員問題の処遇改善と霞が関の長時間過密労働是正を集中して要求

関東ブロック国公は「2020年度昇格改善等に関する要求書」にもとづき、菅議長以下6名が参加し人事院関東事務局との交渉を行いました。職責大きくなっているなかで機関格付け見直しや行(二)昇格改善、級別定数改善などを要求を訴え、また、台風19号で災害復旧へ対応や職員自身も被災しているなかで、被災による特別休暇や職務専念免除など要求も伝えました。要求書を受けて「山際局長発言 ①初任給格付けについて、問題が生じていると考えていない。②行二職員も含めて、級別定数改善、大きな枠中で人員構成や世代間公平性を配慮して定数改善している。③機関間格差について、業務が高度複雑化しているが本省と地方と相対関係変わっていない。④非常勤職員夏季休暇について、1月1日施行が現実的であり規則変更など検討している。⑤超過勤務問題については本省庁も含めて超勤規制フォローし、業務位置づけがバラバラにならないように最小限指定をお願いしている」と答弁するにとどまりました。

部下数制限の緩和、付加業務の積極的評価等で行(二)職員の昇格改善を図れ
非常勤職員の処遇を抜本に見直しを
霞が関の長時間・過密労働なくすため尽力を
植松隆行事務局長からは級別定数の拡大など基本的要求を明確にした上で、東京国公

東京国公からは、関東ブロック国公事務局長として植松東京国公事務局長、東京国公代表としては、伏木野副議長が出席しました。東京国公としては非常勤職員と行(二)職員の処遇改善、霞が関長時間・過密労働の抜本是正を集中的に要求しました。



を代表して伏木野英雄副議長が、まずは大会でも議論になった行(二)問題を取り上げ、あと補充なしの問題点にも触れつつ部下数制限の緩和や付加業務の評価アップ、個別協議への積極的対応などで上位級への昇格要求に応えることを強く求めました。

また裁判所における行(二)職員の要求に関わって、事前に全司法東京から頂いた要求書を代読し、同要求書を人事院側に渡しました。(同要求書全文は次ページ)





【不夜城霞が午後10時
—厚労省—

第二に非常勤職員の問題では「3回目公募」制度の廃止など、雇用の安定を図るための必要な措置をとること、同時に給与水準の大幅改善や昇給の制度化など雇用機会均等法の趣旨を公務にも活かすことを求めました。

第三に霞が関の異常な残業実態にふれ、根本問題は増員と主張しつつ、残業「規制」が人事院規則に盛り込まれた、その根本趣旨に則り人事院としての対応強化を訴えました。



せめて新婚さんぐらいは定時に帰せ！—「夫を返せ！」（新妻）

10月16日（水）関東ブロック国公と人事院関東事務局との交渉における主張について
（全司法労働組合東京地区連合会）

全司法から、行（二）職員の昇格について主張します。

裁判所は、最高裁判所が人事院的権能を持ち、独自で昇格を運用していますが、行（二）職員については人事院規則九一八別表第一の標準職務表に記載されている「直接指揮監督する」との要件、いわゆる部下数制限がそのまま要件とされています。

最高裁判所が行（二）職員の退職後補充を実施しなくなって以降、裁判所の行（二）職員数は減少の一途をたどり、その結果、部下職員が以前より確保できなくなり、昇格該当者がいつまでも昇格できなくなっています。昨今では、退職時の昇格水準に満たないまま退職するケースが増えています。

国家公務員全体で事務の合理化・効率化を進める中、行（二）職員が担ってきた業務についても、民間委託による代替や機械設備の導入によって職員による業務から置き換えられてきています。しかし、裁判所の職場では、そもそも民間や機械に置き換えることが司法サービスの提供において相応しいのか、疑問を拭きません。

守衛や電話交換手は、裁判所を利用する国民が最初に接する職員であり、裁判所の利用を考えている国民がどこの窓口に行ったらよいのかを丁寧に案内する役割を持っています。時には理不尽に怒鳴られたりすることもあります。誠意をもって国民に接しています。民間委託や機械化で必ずしも賄えるものとは言えません。

また、自動車運転手は、幹部職員の送迎以外にも、事件出張の職員を送り届けるという司法サービスの重要な機能を担っています。家庭裁判所では、交通機関が発達していない当事者の家や当事者が入居している施設に出張する場合や、少年を鑑別所に送る押送において、自動車運転手が運転する官用車を必要としているケースがたくさんあります。自動車運転手の後補充が無いことで出張に必要以上の時間がかかり、子育てをしている家裁調査官の負担を大きくしています。また、押送をタクシーで行っている実態は、少年のプライバシーを侵害しかねない事態を起こしています。

行（二）職員の退職後不補充政策により、司法サービスにマイナス方向の影響を与えているとともに、現役の行（二）職員は今までよりも遜色なく仕事に精励しているにもかかわらず、部下数制限によって、これまでの処遇を維持されない憂慮すべき事態が続いています。部下数制限の撤廃を求めるとともに、行（二）職員の採用再開を求めます。